

令和 8 年度北斗市津波避難計画改訂の概要

1 趣 旨

令和 7 年 7 月のカムチャツカ半島地震における津波警報の発表や令和 7 年 12 月青森県東方沖の地震が発生し、北斗市でも避難指示や避難所開設が行われたところである。

この際、多くの市民が自動車避難を行い渋滞が発生し、または避難情報の発令文がわかりにくいなどといった課題が明らかになった。

この計画には、「訓練などにより明らかになった課題、避難施設など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて継続的に検討し、必要があると認められるときは、これを修正する。」としており、今般、カムチャツカ半島地震、青森県東方沖の地震に加え、令和 8 年 1 月に国が示した「市町村における津波避難計画策定指針」の改訂等を踏まえ、所要の改訂を行うものである。

2 北斗市津波避難計画の主要な改訂内容

(1) カムチャツカ半島地震、青森県東方沖地震の課題を反映した改訂

- 自動車避難に関する渋滞防止策の細分化・具体化
 - ・ カムチャツカ半島地震時における渋滞発生場所を明示し、要因を分析
 - ・ 地域区分を細分化、自動車避難に必要な経路や渋滞発生を抑制する留意事項を具体化
 - ・ 細分化した地域ごとに、渋滞の発生しやすい地域と自動車避難を活用できる地域を区分、各地域どの程度自動車避難の抑制が必要かを明示。
- 避難情報の発表分の修正
 - ・ 町丁名を明確に示すことにより、避難対象地域を明確化
 - ・ 津波到達予想時刻を函館港への到達時刻を参考に当初から伝達
 - ・ H P 等により、避難対象地域の確認を伝達
- 津波注意報における避難対象地域の見直し
 - ・ 北斗市の住宅地は標高 1 m 以上にあることを踏まえ、国道 2 2 8 以南から、海岸堤防等より海側の地域に修正（住宅地に居住する市民は対象外を明示）
 - ・ 上記の地域に人がいないと判断できる場合等は避難指示を発令しない旨を明示

(2) 「市町村における津波避難計画策定指針」の改訂等を踏まえた改訂

- 津波到達予想時間等の用語の整理
- 基準として示している数値の根拠を明確化
- 高規格道路高台、津波避難ビルの機能確保（分散備蓄）、津波避難ビル以外の建物でも、避難に活用できる旨を明示